

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成19年8月24日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ花北ORYZA 北上市村崎野14地割68番地32

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成19年8月11日

オ 変更の理由 組合員の購買ニーズに応え、利便を図るため

(2) 届出年月日 平成19年8月9日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ一関COLZA 一関市石畑45番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成19年8月11日

オ 変更の理由 組合員の購買ニーズに応え、利便を図るため

(2) 届出年月日 平成19年8月9日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所